

平成29年度 NICU 等入院児の在宅移行支援事業の概要

1 事業目的

NICUやGCU、PICU等に入院している小児（以下「NICU等入院児」という。）の外泊訓練等を支援する周産期母子医療センター等及び訪問看護事業所に対し経費を補助することにより、NICU等入院児の在宅療養への円滑な移行及び退院後の安定した生活の継続に資することを目的とする。

2 補助対象者

NICU等入院児支援コーディネーター及びその役割と同等の役割を担う職員を配置している医療機関の開設者、訪問看護事業者。ただし、都立病院を除く。

3 事業内容及び補助基準額

(1) 周産期母子医療センター等職員による自宅への訪問指導及び外出・外泊訓練の支援

NICU等入院児支援コーディネーター等が、自宅における療養環境や移動時の障害等を把握し、最適な環境整備等のための退院前の自宅訪問や、外出・外泊訓練時に付き添い支援する場合の経費を補助すること。

補助基準額：1回あたり 8,940円／1日2回まで

(2) 訪問看護事業所による退院に向けた支援

訪問看護師が退院調整のための会議等への出席や、医療ケアを要する児の看護技術の習得、その他在宅療養への移行に関する支援のために病院を訪問する場合の経費を補助すること。

補助基準額：1回あたり 9,440円

(3) 訪問看護事業所による外出・外泊訓練の支援

訪問看護師が、自宅における療養環境や移動時の障害等を把握し、最適な環境整備等のための退院前の自宅訪問や、外出・外泊訓練時に付き添い支援する場合の経費を補助すること。

補助基準額：1回あたり 8,940円／1日2回まで